- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 令和元年8月16日(金)午後1時30分から午後2時25分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 傍聴者 1名
- 6 事務局出席者 議会事務局統括主査 寺澤顕、同主任 高野真理子
- 7 会長あいさつ
- 8報告事項
- (1) 各チームの現況報告について
- ICTチーム長 片岡議員:ロ頭報告。Wi-Fiについて、8階のWi-Fiの更新作業、8月23日に8階のWi-Fi更新工事が入る。この日は終日インターネットの使用ができない。また、ルーターを更新するため、情報機器等利用届出書を再提出お願いしたい。使用していない機器もあるため、精査もしたい。今までのWi-Fiの接続の方式がMACアドレスフィルタリングのみだった。今回の更新で、それに加えて、パスワードを設定する。パスワードは初回のみ必要となる。セキュリティ強化のため。届出書の提出にあたり、台数制限を設けるつもりはないが、まずはセルラー方式の機器は除き、セルラー方式はその端末自体で通信ができるもの、スマートフォンの登録は控えていただいて、Wi-Fiがないとインターネットに接続できない端末を登録してほしい。それで運用してスピード等に問題なければセルラー方式のものも登録していただくという2段階で考えている。届出は22日までに出してもらえれば、翌週からWi-Fiにつながる。各会派にあるパソコンは事務局で設定行うので申請の必要はない。

【質疑】

堀議員:執行機関の部長もタブレットを使用しているが、連絡はしてあるか。 片岡議員:確認しておく。執行機関にも改めて登録し直してもらう手順にな る。

BCPチーム長 大野議員:昨日開催予定だったが、暴風のため急遽中止に した。日程調整して策定に進めていきたいと考えているが、9月議会の予 備日終了後に開催して策定に向けて努力する。

【質疑】

なし

市民参加チーム長 宮川議員:チーム会議は開いていないが、20日の議会 運営委員会の後に集まろうと思っている。内容は、今後1年間の課題の抽 出と次回の議会報告会の持ち方に関して話し合う。

【質疑】

なし

(2) その他

特になし。

9 協議事項

(1) 傍聴者及び岩倉市議会サポーターへの資料提供範囲について 梅村議員:資料に基づき説明。

関戸会長:資料の表で△となっている部分、議案説明資料、補正予算の概要、 新規及び主要事業説明資料について、議長の提案は、閲覧のみにして持ち 帰らないようにしてはどうかという提案が一つ。この部分について意見を。 須藤副会長:当局とも話をされたようなので、持ち帰りはなしにして閲覧の みで統一した方がいいと思う。

宮川議員:遠い昔の記憶なので正確さに欠けるが、資料を見てもらうということでスタートしたはず。必要な資料に関しては有料で、1階のコピー機で印刷して持ち帰ってもらっていたと思う。副会長が言われたように、見てもらうのが基本でいいと思う。執行部側が出してきた資料が我々の手に届いた段階で、どういう取扱いになるのか、執行部側と確認しなければいけない。資料請求を議長名で出した場合、執行部からでてきた段階で、請求していない議員であっても、それは議会に提出されたものという理解で、執行部の確認をとらなくても議員には配付できるという申し合わせもあったように思う。どの時点までが執行部側で、どこから議会の判断で、議長の判断で配付・公開できるのか、今後ホームページでも掲出する関係もあって、整理しておく必要がある。

堀議員:その件に関しては、申し合わせではなくて、公文書とは何かで決まっている。公文書は作成したものも公文書だし、取得した側、議会がもらったものも議会の公文書になる。そういう扱いでいいと思う。公文書だから、作成元が執行機関であろうと、議会側で取扱いを、執行機関にお伺いをたてる必要はない。

黒川議員:一般質問にあたって資料要求をしたが、議長名で請求して提供してもらう。 堀議員が言われたように、それは公文書だから閲覧も公開請求

も可能だろうと思う。ただ、一般質問として議員が必要としてそういう行為を行っているから、これを他の議員が閲覧したいと言っても、一定期間セーブ期間を設けたほうがいいのではないか、一般質問が終わるまで閲覧させないとか、せっかく議員が一般質問のために要求する資料が手に入れられて使われてしまう可能性もある。これは常識の範囲の話である。ただ、想定外のこともあるので、どこかでセーブをかけたほうがいいのではないかということを議長判断で、ルール化はしていないが、その時の私の議長判断でそうさせていただいた、ただ、問題となった場合は話をした方がいいと思う。

大野議員:議案説明資料のうち、新規事業にかかる説明資料は当局から公表されているし、予算の中身についてもわかりやすく出したほうが、中身によっては出せないものもあるが、基本的に我々がいただく個人情報以外は公開して何が問題あるのか。当局も公開するべきだし、当初予算の時は公開している、新規事業の説明資料は公表している。個人情報以外は公開していいのでは。原則、議会にいただいたものは公開できる。

堀議員:議長は、非公開だと言っているのではなく、手数料との整合性が取れるかという意味であって、公開しないとは言っていない。

大野議員:私が言っているのは、サポーターと傍聴者と分けたほうがいいと思う。サポーターはサポーターとして我々が、我々の議会の応援団という言い方おかしいが、応援団のようなかたちで傍聴していただく方と、傍聴に来ていただく方とは、持ち帰れる人と、持ち帰れない人は、本当は原則みなさん渡してもいいと思いが、そこのルールを決めたほうがいいのではないか。すべてのサポーターが傍聴されるわけではないので、そこまで多くの資料が必要かと言われると、今までも4~5部、5部くらい、5人位の方しかずっと傍聴していただいたことはないので、その程度くらいならお渡しできると思うがいかがか。

梅村議員:一つの方法として、閲覧用で用意をし、サポーターにはサポーター証を提示してもらったら、持ち帰ってもらえるようにするのも一案だと思う。執行機関からはまだ回答がない。議会としては傍聴者にもサポーターにもわかりやすい資料を提供していきたいということで投げかけている段階なので、この先、執行機関が閲覧にとどめてほしいと言ってくるか、配ってもいいと言ってくるか、わからない。有料、無料の関係でいくと、渡していいとは言ってこないのではないかと。サポーターは人数が決まっているので、渡せるのではないかと思う。執行機関との調整の途中だが、△の3種の資料は、閲覧はできるようにしたい。執行機関の許可が必要なものではないので、こういうことをすると執行機関に伝えるが、まずは閲

覧ということで準備して、サポーターが持ち帰りを希望した場合はサポーター証を確認して渡すということで進めていきたい。閲覧だけであれば、部数も予測して置いておけるので、まずはサポーター・傍聴者用の閲覧資料として入口に置かせてもらう、その中でサポーターが持ち帰りたいと言えばサポーター証で許可する。そんなことで進めさせていただければと思う。

桝谷議員:確認だが、サポーターはそれでいいが、傍聴者は、閲覧だけで、 持ち帰りは不可にするという方向でいいか。

梅村議長: サポーターだけは持ち帰ってもいいが、それ以外の方は持ち帰れないということ。

桝谷議員:閲覧は全員できるということか。

梅村議長:そうである。

宮川議員:みなさん理解して同じようなところで収まっていると思うが、傍聴者に関しては原則持ち帰り不可という考え方で、例えば、資料に「これは終了後返してください」と書いておく、1枚ずつ枚数管理するというのは大変だと思うので、こういうルールだと示しておけば、それ以上は良識に基づいてやる。さすがに予算書は持って帰られると困るが、そういう取扱いでこちらの姿勢を示すというのも一案ではないか。

関戸会長:まとめると、3つの資料「議案説明資料」「補正予算の概要」「新 規及び主要事業説明資料」について、閲覧は全員可。傍聴者は持ち帰り不 可、サポーターは希望があれば持ち帰り可。個人情報は閲覧時からいずれ も黒塗り、ということで異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

議会事務局統括主査:確認だが、例えば、全員協議会で、3つの資料「議案 説明資料」「補正予算の概要」「新規及び主要事業説明資料」は傍聴者とサ ポーターとを分けて、持ち帰ってよいサポーター用と、持出禁止を貼った 傍聴者用と、さらにそれ以外の次第や報告案件に関する資料とを分け、複 数パターン用意するということか。

梅村議員:今の議論は、本会議が始まったら入口に置くことを想定したものである。協議会について、今までは持ち帰りもオッケーにしていたが、事務局が言われた通り、見分けをつけてやらなければいけないので、煩雑さもあるので、協議会の場では全部回収するというルールのほうがやりやすいのではないか。その中でサポーターが、持ち帰りたいと事務局に申し出たら用意をするということでどうか。

須藤議員:議長が言われたように、サポーターと傍聴者を分けずに、基本的 には閲覧のみで、帰りに返してもらうという形にした方がいいと思う。サ ポーターで希望があれば持ち帰り可とするとしたほうが事務局の手間も 省ける。

関戸会長: 私の説明が悪くて誤解が生じたと思うが、本会議と委員会と協議会と分けて話をしている。本会議と委員会については、サポーターは要求に応じて渡す、傍聴者は閲覧のみとする。協議会は、サポーター・傍聴者共に閲覧のみとして回収するということ。

堀議員:本会議と委員会と協議会と何が違うか理解ができない。一緒でいい と思う。

木村議員:まとめると、委員会だろうが本会議だろうが協議会だろうが、原則として閲覧のみとして、サポーターは要望があれば事務局で渡すということでいいのではないか。

関戸会長:木村議員の意見でよろしいか。それで進める。

梅村議長:細かいことで確認。個人情報で、議員としては個人情報を必要とすると決まったが、議案綴りと議案説明資料、2種類あるので、どちらかは情報が保護された資料でもいいかどうか。両方ともフルで必要なのか、もしこだわりのある方がいれば、お聞かせいただきたい。一方でも保護されていれば事務局が黒塗りする手間が少しでも楽になるかと思うが、両方ともフルに個人情報が必要なのか。

木村議員:議案説明資料については、個人情報を隠したものを一律で作って、 議員にもそれを配って、議案については全部出すという取り扱いにしたら 事務局が楽なのではないかということですね。いいと思う。

(異議なし)

梅村議長:ありがとうございます。これから執行機関と調整する。

大野議員:間違いがあって、監査委員の報告書は執行部で公表されている。 ホームページで。会期日程表もクリックすると出るようになっている。請 願文書表と陳情文書表はアップされていたりアップされていなかったり。 これが統一されていない。本来アップしなければいけないものなので。

堀議員: それは広報委員長のもとできちんと事務局に指示してやっていただ きたい。

大野議員: 広報委員長を5月からやっているが、これはずっと載っていたり載っていなかったり、載せるなら載せる。9月からは載せるということでお願いします。

(2) 議会報告会について

関戸会長:資料に基づき説明。

第1回は10月26日(土)午後2時から。場所と内容は市民参加チーム

で検討する。第2回は例年通り3月定例会前の2月22日(土)。

(3) 意見交換会について

関戸会長:資料に基づき説明。

行政区30か所のうち、本町上市場、本町北口、本町門前、新柳町の4か 所がまだ回っていない。

須藤副会長:これは議員がいない行政区を回るということでやっている続き でやるということか。

関戸会長: そうである。前回の選挙と今回の選挙、どちらも議員がいない地 区を挙げた。

須藤副会長:区長からは色々な声を聞くし、行政区に行くとどぶ板のことが 多く、議員が即答できることではないので、私たちは橋渡し的な役目であ る。そういうことを考えると、行政区へ行くのは見直したほうがいいと思 う。残っているところはやっていただいて結構です。

宮川議員:議会として行政区に行って発見することも多かったと思う。執行機関とは別の立ち位置で、市民が何を望んでいるか、市内でどういう課題があるかを拾い上げて、議会としてどう対応するか。確かに、副会長が言われるように、そこから出ている議員としての役割はあるし、それを軽視するつもりはないが、議会の多くの人間がリアルタイムで地域の課題を聞き、議会としてどう解決するかみんなで知恵を集めて進んでいくのかということが、議会改革の大きな一つの成果だと全国的にも評価されているので、それはそれだと私は思う、個々の議員で捉え方が違って当たり前だが、行政区との意見交換会はそれなりの意味があって、今後もやり続ける必要性があると思う。

須藤副会長:宮川議員が言われたのは、議会改革度ナンバーワンの件だが、議会報告会を実施した回数ではないか、政策に繋げたという意味なのか。宮川議員:個人的なやりとりをするつもりはないが、例えば、川井・野寄の工業団地ができて、それに付随する計画道路ができることによって、横断する通学路の安全性をどう確保するのかとか、我々が知っているつもりでも知らなかったことが情報としてあがっている。それを地元の議員が解決していくことができていたのであればいいが、そういうことができていなかった。だから議会としてどう対応するかというのが、できることとできないこと、執行するのは執行機関の役割なので、我々はこういう方法があるとみんなで知恵を集めて資料を集めて提案することに繋げていくということが議員の本来の役割だと思う。情報は多ければ多いほどいいと思っているから、そういう意味合いで言うと地域との意見交換会はそれなりの

意義があるし、私個人としては大切な行事だと認識している。持ち方に関してはみなさんの総意でやる話なので、それはそれで決めてもらえばいい。 伊藤議員:原点に、基本に返ったらどうかという気がする。縮小すべきだと思う。

宮川議員:もう少しわかりやすく説明してください。

(音声欠落)

関戸会長:議会報告会2回ということですね。

黒川議員:議会報告会を2月に行うということで、今の要綱とずれているので、そろそろルール化したらいいだろうと思う。試行として進めてきたが、それに合わせて要綱も見直しをしていくことをお願いしたい。それから、資料は農事委員会ではなくて農業委員会と訂正してください。それから、行政区についてはまだ4行政区は終えていないということなので、そこを優先的に日程調整して進めていくということで、フリートークでどんどん現場に入っていくことが議会の原点だと思うので、従前どおりで構わないと思う。

関戸会長:まだ行っていない4行政区に会長からコンタクトをとって、日程 調整は市民参加チームでやる。

桝谷議員:本町は3つ一緒ではいけないのか。

大野議員:本町でまとめた方が多くの方が参加して様々な意見が聞かれるのでいいと思う。

宮川議員:日程調整はこれまで通り正副会長にお任せする。ただ、多人数が来ていただける可能性は高いが、過去の反省に基づいて考えると、一部スピーカーの方に時間を費やすことになるなど。我々としてはいかに広く意見を集めるかという考え方に基づくと、小分けしたほうがいいかもしれないし、本町それぞれに課題があれば個々でやるべきだと思う。実際に住んでいる会長はどう思うか。

関戸会長:分かれている理由があるので、分けてやった方がいいと私は思う。

(4) その他

関戸会長:資料のとおり、視察対応のグループを、8月末で締めて、A、B と割り振る。予定がある場合は、休むなり交代するなり、各自で調整を。 水野議員:このチーム分けは絶対的なものではないと思うが、予定が重なり、 反対のチームばかり出ることになってもいいか。

関戸会長:事務局に連絡してほしいということが一つ。また、9人以上になると2列になるので、できれば交代していただいて、どうしても聞きたいということなら追加で入っていただいてもいい。

宮川議員:もし出られない時は、本人が調整するのか、出られないことを会長に報告し、会長が調整するのか。責任の所在は。

関戸会長: 私が判断するので、私に連絡してください。欠席の時は私と事務 局に連絡してください。入れ替わりはできるが、追加は準備があるので、 追加は避けたい。

10 その他 特になし。

次回:9月20日(金)午後1時30分から